

緊急時対応専門調査会

第 31 回会合議事録

1. 日時 平成 22 年 3 月 26 日（金） 10:00～11:58

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（1）平成 21 年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果について

（2）食品安全委員会緊急時対応手順書（仮称）骨子について

（3）その他

4. 出席者

（専門委員）

元井座長、青木専門委員、生出専門委員、春日専門委員、熊谷専門委員、小泉専門委員、
酒井専門委員、山本専門委員

（食品安全委員会委員）

小泉委員長、見上委員、長尾委員、廣瀬委員、野村委員、畑江委員

（事務局）

栗本事務局長、大谷事務局次長、酒井情報・緊急時対応課長、磯貝情報・緊急時対応課長補佐、
岸田緊急時対応係長

5. 配布資料

資料 1 平成 21 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について（案）

資料 2 平成 22 年度緊急時対応訓練計画（案）

資料 3 食品安全委員会緊急時対応手順書（仮称）骨子（案）

資料 4 緊急事態等におけるハザード別の情報提供の場合分けめやす（修正案）

資料 5 平成 22 年度緊急時対応専門調査会の進め方について（案）

参考資料 1 平成 21 年度緊急時対応訓練について（一部改正）

参考資料 2 プレスリリース資料【訓練】（確認訓練当日作成資料）

参考資料 3 緊急事態等における食品安全委員会の情報提供の充実について（案）

参考資料 4 平成 22 年度食品安全委員会運営計画（案）

6. 議事内容

○元井座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 31 回「緊急時対応専門調査会」を開催いたします。

本日は、内田専門委員、岡部専門委員、黒木専門委員、小澤専門委員が御都合により欠席しておりますが、8 名の専門委員に御出席していただいております。

議事の前に、本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日は議事が 3 つございまして、資料が 5 点、参考資料が 4 点ございます。議事次第、座席表の下に議事ごとにピンク、オレンジ、黄色の表紙を付けております。

まず議事 1 の関係としまして、1 枚おめくりいただいて資料 1 「平成 22 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について（案）」でございます。

資料 2 としまして「平成 22 年度緊急時対応訓練計画（案）」、1 枚紙でございます。

参考資料 1 は「平成 21 年度緊急時対応訓練について（一部改正）」で、2 枚紙でございます。

参考資料 2 は訓練で作成したプレスリリースの資料と、その関係の資料集でございます。

続きまして、議事 2 関係でございます。オレンジ色の表紙でございます。

1 枚おめくりいただきますと、資料 3 「食品安全委員会緊急時対応手順書（仮称）骨子（案）」でございます。

続きまして、議事 3 関係でございます。黄色の表紙でございます。

表紙をおめくりいただきまして、資料 4 としまして「緊急事態におけるハザード別の情報提供の場合分けめやす（修正案）」でございます。

続きまして、4 枚ほどおめくりいただきまして、参考資料 3 「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供の充実について（案）」でございます。

最後に参考資料 4 「平成 22 年度食品安全委員会運営計画（案）」の抜粋でございます。

以上の資料を御準備させていただいております。

それ以外に参考といたしまして、規定集でございまして、黄色い紙のファイルのものを準備させていただいております。

事務局の準備いたしました資料等、不足、落丁等がございましたら、事務局までお申出ください。

よろしくお願いいたします。

○元井座長 資料等よろしゅうございましょうか。

では、これより議事に入ります。本日最初の議事は「平成 21 年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果について」です。

今年度を実施されました緊急時対応訓練の概要と結果、今後の対応策等を事務局で整理されております。また、これらを踏まえまして、来年度の訓練計画案も本日提案されているようですが、資料 1「平成 21 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について（案）」の「Ⅳ まとめ」と、資料 2「平成 22 年度緊急時対応訓練計画（案）」は連動いたしますので、後ほど御説明いただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 今年度の緊急時対応訓練につきましては、前回の専門調査会におきまして御審議いただきましたように、訓練準備事務局会議の方で検討した内容に基づきまして、一層実効性のある訓練とするために、実務の研修と確認訓練の二本立てという形の設定で、体系的に訓練を実施いたしました。

ただ、計画等変わりました点は、模擬記者会見の実施としておりましたけれども、模擬的な説明会という形に変更いたしました。これは消費者庁等の関連機関から求められて、リスク評価機関としての科学的知見に基づいた、理解しやすい情報を記者等へ提供するという場合を想定した訓練でございました。

具体的には 11 月から 1 月にかけて、緊急時の提供情報のホームページアップを想定いたしました実務訓練を多くの職員を対象に行いました。また、1 月には 1 日をかけて、実動ということで小泉委員長による模擬記者説明会の実施を含む確認訓練を実施したということでございます。

訓練から得られました課題、今後の対応策については、先ほど座長の方から言っていただきましたように事務局でとりまとめましたので、概要と併せまして報告し、内容について御検討いただければと存じます。

それでは、詳細につきましては磯貝から説明いたします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 それでは、議事 1 関係の資料集の資料 1「平成 21 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について（案）」を御準備ください。

1 ページ、「基本方針」「重点課題」「訓練設計」等については、以前この専門調査会で説明させていただいておりますが、簡単に説明させていただきます。

「3 訓練設計」でございます。今年度の訓練につきましては、より実効性ある訓練にするため、

実務研修と確認訓練の二本立てで行なったということで、下の表にございますように、実務研修を11月から1月に行う。確認訓練を1月29日に緊急事態における情報提供に関する資料の作成、それに基づいた模擬記者説明会の訓練を行います。

では、具体的にどのような訓練を行うかと申しますと、2ページ、「訓練の実施内容」でございます。実務研修につきましては、3つから構成されております。

まず（1）の実務研修でございます。緊急事態における初動対応の要点に関して、これにつきましては緊急事態、例えば第1報が他省庁、厚生労働省、消費者庁、農水省、そうした機関から第1報が入った場合、私ども緊急時対応の担当者がある業務時間内であれば対応できますが、業務時間外、夜あるいは土日に出勤していて、こうした緊急事態の情報が入ったとき、その情報をいち早く関係する局内あるいは委員に情報を伝達する。その際の一連の流れ、初期対応を行うための基本的な流れについて当方の緊急時対応の担当者が講師となりまして、課長補佐以下係員まで事務局内の職員に対しまして、少人数でグループの講習会を行いました。

続きまして、実務研修Ⅱといたしまして、緊急事態におけるホームページ掲載講習会。まず緊急事態が発生したとき、第1報を受けてハザードに対応したその物質に関する情報提供を行います。その一番の手段といたしまして、ホームページの掲載がございます。当方のホームページに掲載する場合、技術的な知識が必要となるシステムとなっております。特に土日や夜間に、情報をホームページに掲載するための技術習得を趣旨する仮想のホームページに掲載するまでの講義と実践を行いました。

2ページ目の最後でございますが、実務研修Ⅲといたしまして、理解しやすい説明資料作成講習会ということで、図表やグラフィックを用いて相手、特に国民あるいはその間に入るマスコミが理解しやすい、誤解しないような資料を作成するために必要な技術の習得を行いました。

それぞれの詳細につきましては3ページを御覧ください。12月16日に専門の講師をお招きして行いました。

具体的な内容でございますが、3ページのエの（ア）に講師3名をお招きいたしました。まず最初に記者の目から見たわかりやすい情報提供ということで、(株)毎日新聞社の編集委員の小島講師に御講義をいただきました。これまでの記者経験を踏まえた記者に誤解を受けない説明をするための留意点。具体的には記事にしてほしいポイント、わかりやすい言葉の選択、A4サイズにまとめること等の重要な点について御講義をいただきました。

特に印象に残った点でございますが、例えば分厚い資料を記者会見のときに説明しても、記事を書く時間的制約から非常に困難であるということで、そのためA4サイズにまとめること。

わかりやすい言葉でございますが、比喩とか具体的な言葉、例示を引用、活用する。その中であ

ったのですが、実際に危害が発生した場合、例えば 100 人のうち 90 人が死亡という表現と、100 人のうち 10 人が助かるという表現。こうした言葉の使い方によって印象が変わってくるというものです。

説明資料では、あらかじめ何を伝えたいのかといったことを決めてから明確にしっかり文章をつくらといった点について御講義をいただきました。

続きまして講義の 2 でございますが、実際に説明資料を作成するためのポイントといたしまして、(株)電通パブリックリレーションズの青木講師から講義をいただきました。

具体的な結果につきましては、説明資料における一目見てわかる工夫、メッセージの相手方の明確化、アピールポイントの重点化、図表の活用の重要性等について、御講義をいただきました。

特に、実際の食品を食べる人、消費者の立場に立った物差しが必要である。いわゆる組織の物差しではなくて、社会の物差しから見て必要な情報提供を絞っていく必要があるといった点を御講義いただきました。

最後の演習でございますが、緊急時対応のポイントということで、(株)三菱総合研究所の義澤講師から、想定されるステークホルダーに関するリテラシー、関心事項、伝えるべき事項、ポイントについて、講師がコーディネーターになりましてこれまで経験した食品の危害事案を例に出席者全員による意見交換会を行いました。

また、併せて危機管理における基本的な考え方について講義を受けました。

続いて、確認訓練でございます。4 ページをお願いいたします。

1 月 29 日、オリエンテーションを午前 9 時 30 分から 10 時まで行いまして、訓練自体を午前 10 時から 12 時半と、午後 2 時 15 分から 5 時という 2 部構成で行いました。

訓練の午前の部でございますが、危害の事案が起こってからの資料作成まで、どのような資料をつくるのか、あるいはその手順についての方針の決定でございます。

訓練の午後でございますが、具体的な資料作成の途中あるいはその結果を受けて、その資料の確認、具体的にどのような記者説明会を行うのか、こうした点についての確認と方針の決定、最後に模擬記者説明会を行いました。

具体的な対象でございますが、4 ページの後半でございますように、コントローラー、情報を付与したり訓練の評価を行う担当者。

実動の訓練を行うプレイヤーといたしまして、総務課、評価課、情報・緊急時対応課、勧告広報課、委員、事務局職員。模擬記者会見であれば、スポークスパーソンとして小泉委員長、補佐役として情報・緊急時対応課長、司会進行として勧告広報課長が対応いたしました。

では、具体的な確認訓練の内容でございます。5 ページを御覧ください。

5 ページの上段に情報提供の内容・方針、どのような情報を提供するか、どのような形式、どのような媒体で提供するのか、こうした内容について委員、事務局の打ち合わせで議論して決定いたします。具体的に資料を作成する。最終的な情報提供資料の決定を行います。

具体的にできた情報を提供する。提供する手段といたしましては、最終的には模擬記者説明会を行いますが、その前にできた資料を仮想の食品安全委員会のホームページに掲載するための技術的な確認訓練を行います。

その他といたしまして、外部からの問い合わせ。マスコミや食の安全ダイヤルによる問い合わせにつきまして、訓練を行いました。

今回の実際のシナリオについて簡単に説明させていただきます。(5) でございます。

今回の危害因子といたしましては、変異株ノロウイルスを設定いたしました。昨年度、20 年度の訓練になりますと、外国から輸入された農産物にカドミウムの汚染があったということでございますが、今回は輸入された果実を原因とするノロウイルスによる食中毒でございます。

状況設定でございます。先ほど酒井課長からも説明いたしましたように、今年の訓練につきましては、一部の危害因子や食品等を原則直前まで伏せた状況、シナリオ非提示の訓練を初めて試みてみました。

そういった関係で訓練の3 日～4 日前、具体的には1 月 25 日に日報という形で、この日報につきましては通常食品安全委員会の事務局内に海外のリスク管理化機関等、あるいは評価機関が策定した食品安全に関する情報を分析、集約して提供しておりますが、この訓練の仮想の一環といたしまして、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌 O-157、サルモネラといった3 つの危害による事例を交えて、まず情報提供を行いました。

この段階で今回の訓練で何が対象になるか。いわゆる微生物系であるか、あるいは化学物質、汚染物質系であるのかといったことをある程度事務局内の担当者に事前に情報付与を行いました。

想定といたしまして、こういった海外の輸入食品の事例が実際に我が国に輸入されていた。そのノロウイルスに汚染された果実が輸入されて、それに基づいて実際に食中毒が起こっていたという想定を設定いたしました。

5 ページの下段にございますように、訓練の前日になりまして、かなり事態が深刻になったということで、夕方、厚生労働省が複数の都道府県でノロウイルスによる食中毒を探知した。製菓の原材料として使用されていた果実からノロウイルスを検出して、患者から確認されたウイルス株と遺伝子パターンが一致したということが判明した。

実際、その中でノロウイルス自体は非常に変異しやすいウイルスということで、一部の報道が変異株を新型ノロウイルスとして過熱報道したということです。去年、豚由来のインフルエンザによ

る新型インフルエンザの発生がございましたが、その関係もございまして、新型ノロウイルスとして報道してしまったために加熱報道が起こった。

6 ページ目でございます。訓練の前日、木曜日でございますが、深夜、消費者庁がこの事案について 10 都道府県における広域の食中毒である、新型のノロウイルスとして一部で過熱報道されているということで、社会的な不安が懸念されていることから、翌朝、消費者安全情報総括官会議を開催する旨、緊急の連絡があった。

(3) 当日の訓練でございます。国民への情報提供といたしまして、早朝、消費者安全情報総括官会議、これは訓練の仮称でございますが開催されて、消費者庁から食品安全委員会に対して国民に向けて科学的知見に基づいた情報発信の要請がございました。

会議を実施後、厚生労働省からプレスリリース。消費者庁、厚生労働省が合同記者会見を実施いたしました。消費者庁からの要請を受けて開催した臨時委員打合せにおいて、プレスリリースの方針を固め、その後、資料作成を開始いたします。

その間、複数のマスコミから科学的な知見について詳しい説明の要望がございました。委員長の判断により、プレスリリースではなく記者説明会を開催することを訓練の中で決定いたしました。

夕刻、4 時半から 5 時にかけて記者説明会を開催し、マスコミを通じて国民に向けてこの事案についての科学的知見に基づいた情報提供をわかりやすく説明いたしました。

その他、訓練におきましては、ノロウイルスによる食中毒であることから、専門家といたしまして、微生物・ウイルスの専門調査会の専門委員からはシナリオ作成に関して協力を得るとともに、訓練当日におきましても資料や Q&A のため、御自宅に待機をいただいて、事務局の担当者と電話で確認等の実際の訓練を行いました。

では、どのような訓練を行ったかにつきまして、スライドで説明させていただきたいと思います。

(P P)

これは訓練の内容。午前 9 時半～12 時の内容です。

実施の内容でございますが、目標としまして、緊急時対応に基づいた対応の手順を確認すること。実務研修で習得した知識、技術レベルを再度確認することです。

(P P)

訓練の内容でございますが、再確認といたしまして情報提供する場合に、事態が起こった情報の背景、今何が起きているかといった情報を集約して、それに基づいて国民に対してどのような内容の情報を提供するか。その形式や媒体。紙だけで行うのか、あるいは記者説明会を行うのか。それについて委員と事務局の間の意志決定のための会議を開催する。

具体的な資料の作成。これは情報・緊急時対応課と評価課の微生物関係の評価チームと協力して

作成いたしました。

最後に、完成した資料に基づいて最終的な情報提供資料の確認と決定を午後に行いました。

続いて実際にできた資料の提供、模擬記者説明会での説明、ホームページでの情報提供、掲載。外部からの問い合わせの対応について訓練を行いました。

(P P)

このスライドについては、実際訓練の当日の午前、訓練上リスク管理機関あるいは消費者庁から受けた情報に基づいて分析して、どのような情報を提供するのか。その内容について委員・事務局会議を開催いたしまして、検討中の状況でございます。

(P P)

これは具体的に資料を作成している状況でございます。評価課の微生物のチームで今現在事務局内にあるノロウイルスの資料に基づいて、どこを抜粋してあるいは集約して資料を作成するのか。

具体的に申しますと、ノロウイルスについては微生物・ウイルス専門調査会におきまして、リスクプロファイルを作成しており、この中の資料が充実しておりますので、この中から抜粋したり、あるいは微生物・ウイルス専門調査会の専門委員に電話等で資料を集めて集約している段階でございます。

この段階では、事務局長室において、完成した資料（案）を確認しているところでございます。

(P P)

このスライドは最終的にできた資料の案につきまして、プレスリリースの資料の説明、プレスリリースや説明会をどのような方向で行っていくのか、といったことについて打合せを行い最終的な結論、確認を行った状況でございます。

(P P)

このスライドは、午後4時から開催いたしました模擬記者説明会の状況でございます。小泉委員長が説明役ございまして、酒井情報・緊急時対応課長が補佐役として対応いたしました。

具体的にこの中で模擬記者が4名ほどおりまして、記者から質疑応答を行いました。今回、シナリオも一部非提示ということで、記者の質問の内容についても事前に説明役に伝えるといったことは行っておりません。

(P P)

これはノロウイルスの食中毒事案に関して完成した資料を食品安全委員会の仮想のホームページにアップロードするための確認訓練を行っているところでございます。

(P P)

これは外部からの問い合わせの対応でございます。これについても今年の訓練におきましては、

食の安全ダイヤル、勧告広報課の職員に対しまして局の別室から職員が電話で具体的な問い合わせを行いまして、それを勧告広報課の職員が問い合わせに対応して、要点をまとめて、その集約に基づいて委員・事務局会議等の具体的な資料作成にフィードバックをいたしました。以上が今回の訓練の概要でございます。

(P P)

続いて、具体的にどのような資料を今回作成し、提供したかについてでございますが、参考資料 2 のプレスリリース資料の中でまずタイトルといたしまして「X 国産の果実 Q からいわゆる『新型』のノロウイルスが検出されたとの報道について」。

まず最初に今回の事案の結論、食中毒が発生していることに対する結論を述べました。食品安全委員会から国民の皆様へ。ノロウイルスに関して、以下の理由から重症化や被害の拡大を心配する必要はございません。

また、X 国産の果実 Q を原料に使用した菓子による食中毒が発生し、患者さんなどからいわゆる『新型』ノロウイルスが検出されたと報道されていますが、国民の皆様におかれましては冷静に対応してください。

具体的にその理由としまして、ノロウイルスに関する理由、1 で重症化することは報告されていない。下痢とか腹痛、嘔吐等がございますが、重症化することはない。

ノロウイルスについては多くのタイプがあり、過去に変異したタイプによるノロウイルスの食中毒の事例においても、重症化した事例はない。

ノロウイルスの予防、食中毒の予防の場合、特に吐物とか糞便からの 2 次汚染の防止が重要でございますので、徹底した手洗いに努めてください。こうした項目について説明いたしました。

2 でリスク管理上の措置でございますが、食中毒の原因となった果実の輸入が停止されている。実際、果実の原因は特定の国、特定の業者に限定されている。国内でも特定の食品については回収されており、これ以上の危害の拡大はないといった点について、そのプレスリリース上に提示いたしました。

(P P)

続きまして、実際のそれを補足するための資料でございますが、ノロウイルスによる食中毒の状況、20 年度の状況、何が一番原因になっているのか。

(P P)

次のスライドでございますが、ノロウイルスの過去の 6 年間の発生状況についての資料を説明いたしました。

(P P)

ノロウイルス感染症の症状。どのような症状が起こるのか、潜伏期間、過去の事例でどのような原因食品が多かったか。治療法はどのようなものなのか。予防法はどうしたらいいのか。こうした点について資料を作成し説明いたしました。

ノロウイルスの感染経路、特に糞便や吐物の２次汚染が一番重要。その点について説明する資料でございます。

(P P)

ノロウイルスの変異でございます。ノロウイルスについては、GⅠ～GⅣという人が感染するものの他、ネズミ、牛に感染するものといった非常に多くの種類がございます。ヒトに感染するものについては特定のものである。ヒトに感染するウイルスについても遺伝子型が多様であるし、また非常に変異しやすい。今回のウイルスについては毎年変異することが確認されているのですが、その中のこの部類に含まれるといった点について説明する資料でございます。

以上が今回の確認訓練の概要でございます。

訓練の結果と検証でございます。また資料１の 21 年度緊急時対応訓練の 7 ページにお戻りください。

「訓練の結果及び検証」でございます。訓練の結果でございますが、一番上の○で一連の実務的活動（資料作成から記者説明会の実施まで）が概ね手順どおり実践された。想定した対応手順が確認できましたが、より今後短時間のうちに円滑に対応できるようにより具体的で明確な役割分担や一層具体的な手順を定めていくような工夫が必要である。

実務研修により習得した知識や技術を活用したことによって、現状の知識やレベルが確認されましたが、よりわかりやすい情報提供に向けたいろいろな改善点が確認できた。

今後、実務研修を含めた訓練の継続により、組織全体の対応能力を一層向上させる必要性が確認された。

具体的な検証の結果でございます。まず、確認訓練における事務局の対応でございます。今後の課題も含めまして説明させていただきます。

「ア 検証内容」でございます。利点といたしまして、一連の実務的活動が概ね手順どおり実施され、想定した必要な対応手順が確認できました。

今後の課題でございます。

役割分担につきましては、実は 20 年度の訓練につきましてはあらかじめシナリオを提示して、タイムスケジュールも設定して、何時何分にどのような訓練をやるかといったようにあらかじめ設定した訓練でございましたが、今回は、非提示で行ったことから、会議の開催の告知等情報伝達が不明確であった。一部齟齬があったということで、短時間による作業の対応が必要なことから、よ

り具体的かつ明確にしておく必要があった。特に対応者がいなかった場合も含めての対応が必要であった。

特に訓練の中でもあらかじめ想定した会議の時間より早まることもございます。そういった場合、時間の告知等の連絡に若干齟齬があったということでございます。

②進行管理の方法です。今、どこまで作業が進んでいるかといった点について、今回の試みで事務局内のパソコンの共通ドライブを見れば、今どこまで作業が進んでいるかといった点についてわかるように設定いたしました。事務局内に対して十分に周知されていなかった。共通ドライブの取扱いが不慣れであったことから、事務局内のフロアから見えるようなホワイトボードの活用による方法が必要ではないか。そういった検討事項がございます。

③でございますが、実際のプレスリリースや記者説明会の時刻設定についてです。これは実際のプレスリリースや記者説明会については、午後4時からと設定いたしました。例えばテレビや夕刊、翌日の朝刊等に合わせた時間帯を設定したのでございますが、当然外部に資料を出す場合は政務三役、ここでは大臣、副大臣、政務官に対して連絡し、資料をあらかじめ説明する手続が必要です。作業開始からプレスリリースまでの時間から、政務三役への説明の時間が合致しなかった時間的な齟齬がございました。こうした点についても、今後マニュアルにも盛り込む必要がございます。

④でございます。臨時の委員打合せや事務局での検討について時間設定がございます。プレスリリースまでに非常に単時間で十分な検討を行うための時間が不足したことから、より効率よく検討し意志決定がなされるような工夫が必要である。この意味でございますが、これも去年の訓練の際には、あらかじめシナリオを提示して行いましたので、資料等を事前に準備していたということで、去年の訓練ではこういった委員や事務局の打合せについて一堂に会して行った方がいいのではないかと意見がございました。こうしたことから、今回訓練を設定いたしました。今回のように資料を一から作成する場合には、あらかじめ事務局の方である程度の方針（案）を作成してから委員・事務局会議で意志決定を仰いだ方がより効率的ではないかといった点が確認されました。

⑤でございます。同様に臨時の委員・事務局会議の打合せにおきましても、社会情勢、今、訓練の中で国民あるいはマスコミ等がどんな点に関心を持っているのか、何が知りたいか、そういった点を的確に把握した上で、提供する情報の内容に反映される必要があるのではないかと。

⑥でございます。資料の作成において、担当者間の認識について、ステークホルダーや想定すべきポイント、相手は国民ですが、実際これを食べた消費者なのか、それともこの食品を取り扱う事業者なのかについて、具体的に受ける相手をもう少し明確にして、担当者間でもう少し認識を意志統一する必要があったのではないかと。

⑦でございます。今回の資料作成につきましては、評価課と私ども情報・緊急時対応課で行いま

したが、それぞれ離れて作業を行いました。今後例えば事態が長期化した場合については、資料作成については同じ部屋で行う必要があるのではないかということでございます。

８ページ目、今後の対応策でございます。今回確認された反省点におきまして、①担当者の具体的な役割分担を明確化する。

②ホワイトボードの活用による進行管理を徹底する。

③政務三役への連絡等を踏まえた手続を整理する。

④臨時の委員打合せや事務局会議における検討項目を事前に整理しておく。

⑤臨時の委員打合せや事務局会議における外部状況の確認を徹底する。

⑥想定するステークホルダーや伝えるべきポイントの意志統一などの資料作成の留意点の明確化。

⑦事態の長期化が予想される場合は、資料作成場所の設定の検討が必要でございます。

続いて、（２）でございます。確認訓練における模擬記者会見の説明での結果でございます。利点でございますが、資料の記載内容について結論を最初に述べる等の構成がよかった。説明者の対応について、冷静かつ丁寧に行っているとともに、的確なメッセージを端的な説明でわかりやすく説明した。

課題でございます。①説明資料における記載情報について、更に加える方が必要な状況もありまして、短期間で必要な事項を漏れなくまとめる作業面で工夫が必要である。特に今回のノロウイルスの案件に関しましては、具体的な予防法についてワクチンは効くのかなど、更に詳細な予防方法について記載すべき必要があったのではないかと。また、具体的な内外を含めたノロウイルスに関する発生に関する統計データ、高齢者等ハイリスクグループに対する対応について、説明する必要があったのではないかと。

②公表する資料、添付する図表について、受け手によっては誤解される可能性があるということから、わかりやすい説明文章を添付する必要がある。

（ＰＰ）

先ほど説明致しました記者説明会で配付したプレスリリース文にこうした説明資料を添付しておりますが、これを記者に配布した場合、このノロウイルスの食中毒の原因食品については、説明会の場合では十分な説明ができますが、資料自体が部分部分ばらばらになって世の中に配付された場合、この資料が一人歩きして誤解を生じてしまう。このため、「この資料は何を説明した資料です」と簡単に一文を補足する必要があるのではないかとといったことです。

（ＰＰ）

２枚ほどおめくりいただき、ノロウイルスの感染経路ということで、この場合は説明では２次汚

染に注意しましょうということです、この資料の中でノロウイルスの感染経路としまして、汚水処理場から河川へという流れが出ていますが、これが一人歩きした場合、いわゆる環境汚染が問題なんだといった誤解を受けないための補足が必要です。

(P P)

ノロウイルスの変異、これが非常に難しい。これ自体の情報のみが一人歩きした場合、これは一体何を意味するのか。ノロウイルスは遺伝子の変異して危険なのか、新型ウイルスのように非常に重篤あるいは広域に流行してしまう可能性があるのか、こうした点で誤解されてしまいますので、そこについても詳細な説明を添付する必要があるのではないかと。そういった改善点がございました。

資料1の8ページにお戻りください。課題の③でございます。説明者による説明を一層円滑にするため、想定する Q&A、応答要領について可能な範囲で準備する必要がある。話し方などメディア対応の事前レクチャーについてももう少し検討する必要がある。

模擬記者説明会に際しまして、ある程度想定は用意しておりましたが、実際作業上、時間切れ、作業の時間が足りなかったということで、十分な Q&A ができなかったため、その部分についても今後の対応が必要でございます。

④資料や説明に求められた言葉について、一般的でない用語が用いられた。やはり感染症に関しては免疫の関係の説明で、抗原性などといった点についてももう少し一般的な平易でわかりやすい言葉に努める必要がございました。

今後の対応でございます。8ページの下でございます。ハザードや事案ごとに対応した情報提供をすべき。必要事項、緊急事態におけるハザード別の情報提供の目安です。後ほど専門調査会で検討していただきますが、この部分を整理する必要がある。

資料に添付する図表への説明文章を必ず付ける。

9ページ、③資料や説明には、わかりやすい言葉を選択していく。

④想定される Q&A や応答要領を準備する。メディア対応の事前のレクチャーを行うということでございます。

(3) 確認訓練における当日の運営についての面でございます。利点、訓練のシナリオを一部非揭示で行ったことにより形式的な訓練にならなかったということで、非常に実践的で役に立った。あるいは緊張感の得られた訓練であったといった結果でございました。

課題として3点ほどございます。やはり、今回訓練のシナリオを一部非揭示で行ったということで、想定部分と実践部分で、当日参加者の認識が異なって、一部の参加者で非常に作業上戸惑いを生じてしまったということで、想定する部分をもう少し明らかに明示して、訓練の参加者へ提示をする必要がある。

②訓練のシナリオの一部非提示に関して、今年は訓練の参加者の指名を訓練当日あるいは前日に行ったということで、もう少し早めに訓練の参加者の指名ができないかといった改善点が必要でございました。

③訓練参加者が事務局職員のやはり一部の職員、通常の評価業務等も行っておりますので、訓練に参加しない事務局員に訓練の緊急時の動きをよりの確に伝える必要があるということから、ホワイトボードの活用等による積極的な状況の訓練参加者以外への周知が必要などの工夫が必要でございました。

それらを受けた今後の対応でございますが、①想定部分を明確にしたルールの提示。

②訓練参加者の指名や訓練当日のタイムスケジュールの周知方法や時期の検討。

③ホワイトボードの活用による訓練状況の周知が必要でございます。

(4) 実務検証でございます。

利点、実践向きで非常に有意義であった。特に講演は内容が国民の関心に応える対応を改めて考えるものであった。演習は局全体が関わることで認識を共有する場になった。

課題でございます。実践向きで非常に有意義であったが、やはり人事異動等の転任者に対する通常の事務局内の研修に含めるなどルール化して、今後も継続する必要がある。特に実務研修Ⅰ、Ⅱでございます。これらについては緊急事態における初動対応、ホームページのアップロードに関する研修。それらについて行う必要がある。

10 ページでございます。今後の対応策でございます。緊急事態における初動対応の要点の研修につきましましては、人事異動による転入者を対象にした新規着任者研修の一講座に位置づけるとともに、食品安全委員会緊急時対応手順書（仮称）の中身を周知する研修についてもルール化できるように検討する。マスメディアに対する研修の企画を今後も継続して実施するように検討する。

以上について、今回の訓練を受けた結果、訓練の概要、それを受けた結果、今後の改善すべき点について説明をさせていただきました。

以上でございます。

○元井座長 ただいま事務局の方から、事務研修と確認訓練の結果と検証あるいは今後の対応と、検証内容およびその対応策についての説明があったわけですがけれども、今の説明に対しまして、御質問や確認事項等ございませんでしょうか。

それでは、今年度の訓練につきまして、資料1「平成21年度食品安全委員会緊急時対応訓練について（案）」の7ページから記載されています「2 結果の検証」の各項目に沿いまして、検証していただきたいと思います。

まず1つ目の確認訓練における事務局の対応についてとして、一連の事務的活動がおおむね手順

どおりに実践され、想定した対応手順が確認されましたが、一方では課題として7つほど挙げられております。

役割分担や進行管理の方法についての改善のほか、臨時の委員打ち合わせや事務局会議での検討についての工夫が必要と挙げられております。

8ページ目には、これらの課題に対応します今後の対応策として、食品安全委員会緊急時対応手順書（仮称）を策定し、研修により事務局全体に周知するとともに、その実効性を訓練で確認していますが、この点についていかがでしょうか。なお、手順書につきましては、議事2で審議していただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

では、順々に検証していただきたいと思います。7ページのところではいかがでしょうか。訓練の結果とその検証について課題がかなり提出されていますが、課題が多いということは改善点が明確になり、改善しやすい形になったと思いますけれども、何かございませんでしょうか。

小泉専門委員、お願いします。

○小泉専門委員　こういう文書はこれから整理をするという御発言がたくさんありましたので、たくさんの文書がつくられるわけですね。そうすると、こういう緊急の事態に分厚い資料をめくって、ここにどうということが書いてあったかとか、どうすべきか、というのも結構大変かと思いますので、例えば使ってはいけない表現のリストとか、To Do リストとか、Not To Do リストとか、チェックリストとか、1枚紙でまとまるようなものも作成していただくと緊急のときには大変役に立つのではないかと、思いました。

○元井座長　ありがとうございました。そのほか、ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐　今、小泉先生の御指摘のとおり、分厚い資料としては手順のようなものは必要になろうかと思いますが、それを受けたどのような流れなのか時系図のようなものが必要なこと、もう一つは、やってはならないことをまとめたもの。それはA4サイズ1枚か2枚ぐらいで、例えばマニュアルの上に1枚目をめくるとそこに出てくる、あるいは事務局内に張ってあるといった形で今後検討させていただきたいと思います。

○元井座長　よろしゅうございましょうか。

それでは、次に2つ目の確認訓練における模擬記者会見説明会についてとして、情報提供資料の作成過程も含めて、資料の記載内容の構成がよかったほか、小泉委員長の対応が冷静かつ丁寧で説明がわかりやすかったと、よかった点が非常に評価されておりますけれども、一方では課題として4つほど挙げられています。1と2が説明資料に関する工夫、3が説明に関する改善、4が説明資料と説明に関する改善について挙げられております。

この課題に対します今後の対応策として、(1)と同様に食品安全委員会緊急時対応手順書(仮称)を策定することとしていますが、この辺いかがでしょうか。

また、ここでは参考資料2として、確認訓練当日に作成されましたプレスリリース資料、確認訓練当日作成資料ですが、提示されております。この資料につきましても改善すべき事項や記載上の留意点に関する御意見でも結構ですので、御意見を出していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

春日専門委員、どうぞ。

○春日専門委員 まず一般的なことを1つ。ノロウイルスに関する資料に特化したことを2つ気がつきましたので、申し上げます。

一般的なことは、先ほど小泉専門委員がおっしゃったこととも共通するんですが、資料の内容を関係の方々でチェックされる際に専門的な内容については十分チェックされる専門性を持たれている方が多いと思うんですけれども、法律的に使ってはいけない言葉、特に外交上の問題が生じることでとか、人権上の問題が生じかねないような言葉、それをチェックされる専門の方、スタッフとか部署というのはあるのでしょうか。

もしもその点に不安があるようでしたら、あらかじめその専門の外部の方の助けをいただいてチェックリストをつくっておられるというのも1つの方法かと思います。

このプレスリリース資料についてですけれども、今回想定されている状況では、新型という言葉に過剰な反応を心配されているということでしたけれども、そうしますと1番の②、過去に変異したタイプのノロウイルスが何度もあるということをもう少しわかりやすく説明していただいて、つまり過去にもしょっちゅう新型というものは起こっていたんですよと、今回が初めてというわけではないんですよということをうまく伝えていただけると、想定した状況に対応できるのではないかと思います。

この絵のある後ろから2番目のスライドなんですけれども、ノロウイルス感染経路として先ほど反省点として環境汚染のことが心配されるということはおっしゃいましたけれども、一体この矢印の出口がヒトヒトあるいは河川、海へというところで止まっていて、いったいどこから食品に汚染が起こるのかという肝心の食品汚染というところが抜けていると思いますので、そこを追加されるとよかったのではないかなと思います。

以上です。

○元井座長 ありがとうございます。

ただ今の御意見に対して、事務局、お願いします。

○酒井情報・緊急時対応課長 1点目の御指摘の法制的なチェック、外交的なチェックの点でござ

いますが、基本的には私どもの組織内で総務課の方が担当ということで、総務課のチェックを行った上で、先ほど磯貝が説明しましたように政務三役に御了承を得るという手続がございます。その総務課のチェックの段階で、法制的な専門家あるいは必要に応じて外交的な関係者のフィルターを通りますので、そういったところのチェックを充実するという事で対応していきたいと考えております。

あとの2点の御指摘に関しましては、改善すべき点だと思いますので、今後参考にさせていただいて、手順書等にも反映できる部分は反映していきたいと思います。

○元井座長 よろしく申し上げます。ありがとうございました。そのほかございますか。

小泉専門委員、どうぞ。

○小泉専門委員 このプレスリリースの2番目の●ですけれども、原料に使用した菓子と書いてあります。菓子は生菓子もあるし、クッキーもあるし、チョコレートもあるし、いろんなものが菓子という中に入ってくると思いますので、もっと特定をした方がいいのではないかと思います。

例えば果実を使ったジャムはどうなるんだろうとか、受ける方から見ると不安な面も出てくるのではないかと思います。

○元井座長 事務局、いかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 その点は、事務局もあまり特定してしまうと風評被害ということに気がしておりまして、例えば食品安全委員会でこれを想定した訓練をしているということが誤って伝わってしまうとそれが危ないのではないかと誤解が生じる恐れまで危惧をいたしまして、それで果実という言葉あるは菓子という言葉で濁しているという実態がございます。

ただ、訓練上はおっしゃるとおり特定の方がよりやりやすい。例えば先ほどの生ケーキのようなものを想定したのですが、それをはっきり言ってこういうものは消毒過程がなければ感染のリスクがあるということが正しく伝えられますので、そういう点ではいいのですけれども、その点で中途半端だったというのが実態でございます。

そこについても今後の訓練のシナリオの段階で検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○元井座長 よろしゅうございますか。

○小泉専門委員 はい。

○元井座長 ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

それでは、訓練当日、オブザーバーとして御出席いただきました青木専門委員から、気付いた点などございましたら御意見等をお願いしたいと思います。

○青木専門委員 青木でございます。オブザーバーとして参加させていただきました。午前9時半

から始められたそうですが、今回は残念ながら最後の模擬記者説明会のみ拝聴させていただきました。私、常々記者会見あるいは記者説明会に至るまでのプロセスというのが非常に大事であると思っておりますので、中途半端な参加で申し訳なく思っております。ですので、断片的な部分で申し上げることをお許してください。

今回のシナリオは、会見を開く直前にテレビの報道があったと。そのタイトル的には「新型ノロウイルス上陸！」とか、「猛威、新型ノロウイルスによる大規模食中毒発生」とか、かなりテレビ報道特有のショッキングな言い回しがなされたことを受けての記者説明会、という想定でした。先ほど「風評」という言葉がありましたけれども、要らぬ風評を社会に広げないことがこの記者説明会の目的の一つであったわけです。いいかえれば、国民の方々に科学的な見地から“安全”であるということを論理的に説いて、冷静な対処をしっかりと呼びかける。それによって（安全と似たような言葉でまた違うんですけども）、“安心”感を醸成する一助となるということがこの会見の重要なポイントとなります。そのためのキーワードとしては、「わかりやすさ」とか「正確さ」が挙げられるのではないかと思います。

まず、その点を踏まえて資料を拝見しましたが、結論が先に述べられていて非常にわかりやすかった。ただ、先ほど課題として挙げられておりましたけれども、わかりやすいだけに非常にシンプルに書かれているだけに、これが単独でホームページ等々を通じて一人歩きするとなると、これだけ読んだ方が果たして十分理解できるかどうか。記者説明会では、これに加えて委員長からのいろいろな付帯説明があったわけですので、資料が一人歩きしても大丈夫のように工夫をする必要がでてくるのではないかと思います。例えばホームページに載せるときには何か解説を付けるとか、附帯資料を添付するとか、詳しい解説ページへのリンクを張るとかというような工夫が必要になるのかなというところです。

言葉の問題ですけれども、今いろいろ御意見がありました。ほかに例えばと思ったのは「重症化」という言葉ですけれども、これは一般の、私ども素人からすると、重症化とはどういうレベルのことなのかがわからなかったりします。これを「何何などの重症化」というような“開いた”言い回しにするとよりわかりやすくなるのでは。あるいは質疑応答の中で「感染力」という言葉と「毒性」という言葉が交互に出てくるんですけれども、仔細なやりとりは忘れましたが、感染力、毒性は使い方や意味合いが違うんだぞというようなところがはっきり明示されていないと、これも誤解、曲解を招いたり、要らぬ風評につながってしまう一因となるのかなと思います。

こうした訓練というのは民間企業でも、防災訓練のように1日とか半日をかけておやりになることがあります。そうした時間をとるとするのは、強い意思、意向がないとなかなかできません。今の磯貝さんの御説明を聞いていて大事だなと思いました事が一つ。日常から対応マニュアルを整備

していても、そこには穴がぼこぼこあいている、抜けているところがあって、いざという時にそのマニュアルを使ってみると、実効性に乏しいということが往々にしてありますので、1年に何回かは、マニュアルの実効性の検証ということで時間と人員を費やして訓練を実施してみるということは非常に大切だなと改めて思った次第です。

なお、訓練当日、オブザーバーとして毎日新聞の小島さんがお隣にいらっしゃったんですけれども、小泉委員長の対応はとても冷静でよかったとおっしゃったとの同時に、もっとテレビの報道番組などに出演されて、存在感をアピールしたらどうかというようなことをおっしゃられていました。

以上でございます。

○元井座長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

では、次に3つ目の確認訓練における訓練設計や当日の運営についてとして、訓練シナリオの一部非提示について、実践的で役に立つ訓練であった。そういう一方、課題として3つ挙げられています。1と2が訓練シナリオの一部非提示に関する改善、3が事務局全体の参画方法の工夫について挙げられています。これらの課題に対します今後の対応策として、訓練シナリオの一部非提示の訓練の場合、運営方法を改善するなどしてありますが、この点についてはいかがでしょうか。御意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。9ページになりますけれども、よろしいでしょうか。

では、続きます。次に4つ目の実務研修についてでございます。実務研修としまして、実践向けで非常に有意義であったとし、課題として通常の事務局内の研修を含めるなどルール化して今後も継続する必要があるとしております。

10ページに今後の対応策として、緊急事態における初動対応の要点の編集を新任、着任者研修に位置づけることや、食品安全委員会緊急時対応手順書（仮称）を周知する研修のルール化を検討するなどしてありますが、いかがでしょうか。御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続きまして最後になりますけれども、「Ⅳ まとめ」、平成22年度緊急時対応訓練実施計画（案）について事務局から説明をお願いいたします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 それでは、同じく資料1の11ページ、続きまして資料2でございますが「平成22年度緊急時対応訓練計画（案）」につきまして、御説明させていただきたいと思います。

まず11ページ、まとめでございます。2つの項目がございます。

1、平成22年度緊急時対応訓練の重点課題につきまして「（1）緊急時対応マニュアル等の実効性の向上」ということで、今後緊急時対応の手順について事務局が短期間のうち円滑に対応できる

ように、具体的な作業内容、作業の順番などを整理した「食品安全委員会緊急時対応手順書（仮称）」を策定する。

この手順書については、実務研修により事務局内職員に対して周知し、今後行う確認訓練でその実効性を確認していく。

今後、訓練で得られた改善点について、当然必要に応じて改正予定の緊急時対応マニュアルに反映する。

「（２）分かりやすい情報提供技術の向上」。「食品安全委員会緊急時対応手順書（仮称）」に整理した分かりやすい情報提供に向けた対応について、実務研修により事務局内に周知する。わかりやすい説明資料作成技術や、模擬記者説明会の開催など、メディア対応技術について実務研修により委員、事務局全体に周知するとともに、その技術、知識のレベルについて今後もシナリオを一部非揭示や時間経過など実態に近づけた実動において確認訓練により確認をする。

続いて「訓練の設計や運営について」です。効果的な訓練となるよう実務研修や確認訓練の二本立ての体系的な設計を検討する。

確認訓練は実践的な訓練となるように、今年と同様にシナリオの一部非揭示を検討する。

シナリオは実際の作業の動きに合わせて、政務三役やリスク管理機関等の外部機関との連絡調整等の手続を踏まえたものを検討する。

最後に、通常業務への影響を配慮しつつ、職員への負担にならない範囲内で、事務局全体ができるだけ多くの人間が関われるような訓練を検討していきたい。

以上、大きく２つの項目の検討材料がございました。それらを受けまして、**22年度緊急時対応訓練計画（案）**でございます。資料２を御覧ください。

「**２ 重点課題**」でございますが、**21年度**に実施した訓練の検証結果から２つの重点課題、緊急時対応マニュアルの実効性の向上を確認する。今後策定する手順書といったマニュアル等の実効性を確認する。

（２）わかりやすい情報提供技術の向上を行うため、わかりやすい説明資料の作成等の実務研修を行っていく。

では、具体的な訓練設計でございますが、**３**でございます。実務研修と確認訓練の二本立てで行います。実務研修については平成**22年**の**４月**、新任者が着任以降、おおよそ**10月**までの間に初動対応の訓練、緊急時対応マニュアルに基づいた緊急時対応。わかりやすい説明資料はどのようなものであるか。メディア対応のための訓練。これらの項目に重点を置いたものを計画したいと考えています。

右側の確認訓練でございます。実施時期については、おおよそ**11月**に緊急時対応マニュアルに基

づく対応について委員会内の共通理解を得るとともに、その実効性を検証することを目的といたしまして、今年度と同様に1日かけた訓練を実施する。内容については今年度と同様にシナリオを一部非掲示にする。模擬記者説明会を実施する。こうした内容で訓練の計画を御提案させていただきたいと思います。

以上でございます。

○元井座長 ただいまの事務局の説明に対しまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

酒井専門委員、どうぞ。

○酒井専門委員 11ページの訓練の設計や運営のところにございますように、シナリオは政務三役、外部機関との調整等の手続を踏まえてというようなことで記載されておりますが、非常に大切なところだと思います。

特に外部機関というのは、いわゆる情報連絡窓口としての幾つかの機関が載っていますけれども、その先に実は現場があるんだろうと。そうしますと、各都道府県と現場との連携ですとか、そこから各省庁へ上がってくときの手順だとか、さまざまなものを受けて食品安全委員会として対応していくということになるとすれば、直接的な訓練の中に入るかどうかはまた私自身はよくわかりませんが、その辺りの連携を深めるための方法論として、1つ頭の中に入れていただいて、何らかの形で実効性のあるものにしていただく必要があるのではないかと考えておりますので、御検討をお願いしたいと思います。

○元井座長 事務局、その点はいかがでしょう。

○酒井情報・緊急時対応課長 貴重な御意見ですので、今後の検討課題として取り上げていきたいと思います。ありがとうございます。

○元井座長 よろしいですか。そのほかございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の審議で出されました御意見については、21年度の訓練報告書の案のまとめ、また22年度の訓練計画案にそれぞれ反映させていただきたいと思いますが、事務局はよろしいですか。

○酒井情報・緊急時対応課長 御検討、どうもありがとうございました。ただいまいただいた御指摘を踏まえまして、今年度の訓練の改善を生かし、来年度も委員会の緊急時対応に一層効果的な訓練を実施してまいりたいと考えております。

本日御審議いただきました案を持ちまして、食品安全委員会21年度の緊急時対応訓練の報告と合わせて、22年度の訓練計画の案を提示させていただいて御了承いただきたいと思います。ありが

とうございます。

○元井座長 それでは、続きまして「食品安全委員会緊急時対応手順書（仮称）の骨子について」です。この手順書は、先ほど事務局からの説明のうちの訓練の今後の対応策に挙げられたものです。

事務局から説明をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 手順書について簡単に御説明いたします。先ほど御審議いただきました今年度の緊急時対応訓練は、消費者庁が設立されて初めての訓練ということでございます。緊急時等におけるリスクの評価機関としての役割であります迅速かつわかりやすい健康影響評価等の情報提供に重点を置いて、実際の事案の時間経過に応じて、1日をかけて実証したということでございます。情報提供に必要な資料を一から作成し、最後にプレスリリースをするというアウトプットまで考えた実践をしてみたということでございます。

この結果ですが、より具体的で明確な役割分担や一層具体的な手順の整理、工夫が必要だということが確認されております。これは内部の問題でございますが、そういったことをはっきりさせるということがより迅速に正確な情報提供をするために重要だということがよくわかりました。

これまで緊急時対応のマニュアルというものを今まで御審議いただきましたし、それを踏まえて事務局段階でございますが、食品安全委員会事務局緊急時対応事務処理要領というものを内部で作成して対応してまいりました。ただ、それは大きなストーリーだけを書いてある内容ということだったので、本訓練を機に情報提供資料の作成からプレスリリース、記者への説明、これまでの詳細な手順を整理したものを準備してまいりたいと思います。

これによりまして更に的確に対応できるのではないかと考えておりますので、御検討を賜ればと存じます。よろしくお願いいたします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 それでは、議事2関係でございます。オレンジ色の表紙の下資料3を御準備願います。

「食品安全委員会緊急時対応手順書（仮称）骨子（案）」でございます。これらにつきましては先ほど酒井課長から説明いたしましたとおり、緊急事態が発生した場合の迅速な情報提供に向けて、事務局が一体となって対応できるように、既存のマニュアルにおきましても各作業の定義や何をすべきだといった点については規定されておりますが、情報提供に向けて、作業に向けた前後関係あるいは縦横の関係、それらについてより具体的な作業内容を定めた手順書の作成について提案させていただいた次第です。

構成等については、手順書の表紙にございますように、「Ⅰ 対応の検討及び意志決定」。事務局、委員会としての意志決定。情報作成時の対応として5項目、意志決定までの手順、最後の記者ブリーフィングを行うまでの一連の流れ、常時実施する事項について外部からの問い合わせへの対応。

関係省庁の対応やマスメディアの報道等の外部の状況を把握すべき。その方法について規定しております。

最後に、参考の添付資料等で情報提供の形式と媒体、情報提供の必要性の判断、連絡及び周知といった構成から成り立っております。具体的な内容について説明させていただきます。

2 ページ目でございます。対応の検討及び意志決定。健康影響に関するリスク管理機関からの情報を受けて、それらに基づいてどのように対応していくか、こうした点において事務局でどのような対応を検討するのか。この点の留意点等について、この枠の中で規定させていただいております。

かいつまんで申しますと、まずは臨時の事務局会議の開催、その場合の招集メンバー。メンバーが不在の場合、例えばだれを代理とするか。だれが進行役になるのか。連絡調整はだれが行うのか。その場所はどこにするのか。具体的に緊急時対応であるという判断は何を物差しとするのか。情報提供の内容、どこまで詳しい内容で行うのか。手順、タイミング、ここまで進んだ事案の場合、更に進展したらどこまで詳しい情報を提供していくか。1 次判断の方法はどうか。

短時間に漏れなくまとめる工夫でございます。そのためには、ハザードに対応をした必要事項。これらについては後で御検討いただきますが、緊急事態等におけるハザード別の情報提供の場合分けの目安、そういったものを今後策定して、それに基づきまして、この微生物の事案について、例えばこの病原体で食中毒が起こっている。この事態は被害者が多数発生している、あるいは今後起こる可能性はない、こうした種々の事案別にどのような項目、病原体の性質、健康影響の症状やその治療のための措置などといった必要なハザード、その置かれた状況に応じた提供すべき情報の項目をあらかじめ分けておく必要がある。

資料の様式や種類、プレスの表紙、既存のハザード概要シートをつくっておりますが、そういった有無の整理についてあらかじめ行っていく。記者説明会の日時、内容を調整する。記者説明会の対応。だれを説明者とするか。この場合はだれが説明して、それにふさわしい補助員をだれにするのか。

資料作成の留意点。想定するステークホルダー。国民のうちだれを実際に対象とすべきである。それに対して何を伝えていくのか。そういったポイントについて事前に意志統一を図っていく。わかりやすい言葉を選択。表への説明資料の添付。一時的な資料については A4 サイズ 1 枚にまとめる等の工夫が必要である。

外部からの問い合わせの状況を確認する必要があります。事態の長期化が予想される場合の資料作成の場所を 1 か所でまとめてというような体制が必要ではないか。

続きまして 2 ページの「2 委員会としての意志決定」。

臨時委員打合せの開催、会議の招集メンバーについても不在時の扱い、司会進行はだれが行うの

か。

意志決定の仕方、情報提供の内容、手段、タイミング。資料の様式や種類、記者説明会の日時、内容等の調整といった事項が必要でございます。

3 ページでございます。情報作成時の対応でございます。通常の評価業務といったものより優先的に情報提供の準備を進める。

1、意志決定までの手順、各課の役割をあらかじめ決めておく。具体的な内容や留意点。提供情報について原案の作成から事務局の検討、委員会としての意志決定までの手順を具体的に明記する。

例えば総務課であれば、政務三役、内閣府本府の幹部といった関係省庁の総務的な窓口との連絡調整。

評価課は資料の作成、関係専門委員との連絡調整等のサブを担当。

勧告広報課はマスメディア、食の安全ダイヤルや消費者団体等からの問い合わせに対応する。

情報・緊急時対応課につきまして、局内の連絡調整。関係省庁の緊急時対応の窓口との連絡調整等のロジ、あるいは緊急時対応の進行管理を行う。具体的な役割といたしましては、資料作成者や連絡係、資料のコピー、配布等を行う。

留意点としましては、通常業務を基本としつつ、機能維持のための担当者不在の場合も想定した対応を考えておく。

同様に事態が長期化する場合の資料作成の場所を考慮する必要がある。

続きまして、情報提供に係る関係者の連絡調整。内容や留意点でございますが、担当者の具体的な役割分担は1の内容と同一でございます。

関係者の一覧でございますが、内部、政務三役、幹部、委員、専門委員、局内の関係者。外部は、メディア、関係省庁、消費者団体等でございます。

関係者から得られた情報について、情報提供する資料の作成等に反映する必要があるございます。

「3 情報提供する資料の作成」の段階でございます。その際の留意点といたしまして、担当者や具体的な役割を決めておく。主に評価課、情報・緊急時対応課が対応する。

資料を作成する場合の留意点としまして、想定するステークホルダーや伝えるべきポイントの意志統一、わかりやすい言葉の選択、図表への説明文章の添付、こうした点の配慮が必要であるということでございます。

4 ページでございます。続きまして資料の検討と決定の方法でございます。これらについてはIの事務局における対応の検討に準じます。

記者ブリーフィングの場合は、想定される Q&A や応答要領を必ず準備する。資料作成者間の意志統一、臨時事務局会議が委員打合せの内容、決定事項を周知して、この事案についてはどのよう

な方針でどのような資料を作成する。絶えず確認しながら作業を進めていく必要があることを規定する必要がある。

「4 プレスリリース」でございます。内容や留意点、担当者の具体的な役割分担についても決めておく。プレスリリースまでにどのような手順が必要なのか。時間の流れを決めておく。説明資料の整合性の確認です。過去の説明資料等に矛盾が生じないかといった点について、確認を行う。

「5 記者ブリーフィング」。内容や留意点といたしまして、具体的な作業の役割分担を決めておく。ブリーフィングまでの手順、段取りを決める。同様に内容の説明資料の整合性、想定されるQ&A、応答要領を踏まえた回答ができていくかについての確認と調整を行う。

説明者へのメディア対応や事前のレクチャー等を確実に実施しておく。こうした点が考慮事項でございます。

5 ページ目でございます。問い合わせへの対応、説明や情報共有するため、常時外部等からの問い合わせへの対応について情報を共有するのに必要な事項について規定しております。

1、外部等からの問い合わせへの対応、情報共有。

内容や留意点。一定の提供情報が整うまでの間の初期における問い合わせに対してどのような応答振りが必要なのか。こうした点について共有する必要がある。

問い合わせ元への対応については、Ⅱの1の役割分担のとおり。政務三役や内閣幹部とマスメディア、消費者等への対応となっております。

その他、対応者が不在の場合についても同様でございます。

2で関係省庁の対応やマスメディアの報道等外部の状況の把握についても、同様の留意点が必要でございます。

6 ページでございます。マニュアルの参考資料といたしまして、情報提供の形式と媒体に関して、食品安全委員会の緊急時対応の事務処理要領の既存の内容を再整理して記載する。

情報提供の必要性の判断。これらにつきましては、昨年度この専門調査会で御審議いただきました。危害について国内でメディア報道されている状況に応じて、どこまで詳しい内容の情報を提供するのか。こうした点について御検討いただきました。その情報提供の在り方の目安等についてを添付する方向で考えております。

3、連絡及び周知等。連絡や周知を行う場合の留意点。通常業務を基本としつつ、機能維持のための担当者不在の場合も想定する。事務局全体の連絡をだれが行うか。こういった点についての留意事項を規定している。

進行管理の方法。具体的には先ほどの訓練の経過がございましたとおり、ホワイトボード等の活用により、事務局内の職員がどこからでも一目で確認できるような周知の仕方を考えておく必要がある。

ある。

以上、4項目ほどございますが、事務局から手順書の骨子について説明させていただきました。

以上でございます。

○元井座長 ただいまの御説明、手順書の骨子に対して全体的な御質問ですとか、確認事項はございませんでしょうか。

生出専門委員、どうぞ。

○生出専門委員 基本的なことなのですが、手順書はどの範囲まで配付されるのでしょうか。

○元井座長 お願いします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 配付先は委員と事務局内全員に。

○生出専門委員 わかりました。その中で何度も何度も「分かりやすいことば」という表現があるのですが、実は考え方が例えば2ページの「想定ステークホルダー」、これはステークホルダーという日本語に直さない方がいいのか、そういうこととか3ページにあります2.の真ん中ごろの連絡調整等のサブを担当だとか、局内の連絡調整等のロジを担当だとか、なかなかわかりにくい言葉がいっぱい散らばっていますので、この手順書というのは、私が考えるに新規着任者がその手順を読むことによって従来皆さんが知っていることを安易に実行することができるというのが手順書だと思いますので、そういうまとめ方をしていただければと思います。

○酒井情報・緊急時対応課長 御指摘ありがとうございます。確かに自分たちで日ごろ使っている安易な言葉を使い過ぎておりますので、改善したいと思います。ただ、最終的にはこの骨子をベースに文章に直していきますので、改善される部分は相当あるかと思います。よろしく願いいたします。

○元井座長 では、順々に検討していきたいと思います。まず、1ページ目の構成についてはいかがでしょうか。これでよろしゅうございましょうか。御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、2ページ目の1、対応の検討および意志決定についてはいかがでしょうか。これでよろしゅうございますか。先ほどの言葉の問題も若干ありますけれども、そういうところを修正するようにしまして。よろしゅうございますか。

では、次に3ページから4ページ目の情報作成時の対応についてはいかがでしょうか。

熊谷専門委員、どうぞ。

○熊谷専門委員 委員会としての意志決定というものがあって、その次に意志決定までの手順ということで役割分担が書いてあるのですけれども、そこの中途が実はあまりイメージがわからないのです。つまり、各課の役割をすぐ委員会に持ち上げるのですかということです。

意志決定までの手順というものは多分これから文章に落としていくと思うのですけれども、各課の役割というのがあって、その役割を統括するような立場の役割というものはないのですか。それぞれの役割に何を要求するかです。そこの部分が欲しいような気がするのですが、どうなのでしょう。

○元井座長 事務局、いかがですか。

○酒井情報・緊急時対応課長 御指摘のとおりこの書き方ではまさに縦割りで、それぞればらばらに担当するものをくみ上げる部分が表記されていないという御指摘だろうと思います。

それについては、最終的には局長に最後は仰いで、その結果を委員会に上げるというのが実際の手続なのですが、それをどこが責任を持ってやるかという部分については、基本的に情報・緊急時対応課ですが、そこを明確にしておきたいと思います。ありがとうございます。

○元井座長 よろしゅうございますか。その他ございませんでしょうか。

次に、5 ページ目の問い合わせの対応。説明及び情報共有等についてはいかがでしょうか。

青木専門委員、どうぞ。

○青木専門委員 「マスメディア」という言葉ですけれども、皆様ご存知のとおり、今の若い方々は、携帯電話やパソコンを通じてニュースを得ることが多く、とても残念ながら、新聞や雑誌が少しずつ読まれなくなっているということも耳にします。一方で、ネットの中の、「ソーシャルメディア」というのでしょうか、最近のツイッターなど含め、ニュースサイトやブログの情報伝播力や影響力というのが、ここ 2～3 年格段に大きくなってきました。こうした環境をふまえて、食の安全関連の話題について、ネット上でどういう情報のやりとりやコミュニケーションがなされているのかなどを、普段からウォッチ、情報把握したり、風評につながるような誤った情報がやりとりされていた場合には、然るべき対処をしていくといったことなども、今後は注力していかなければならない時代になってきたのかなと思います。以上、余談ながら申し上げました。

○元井座長 ありがとうございます。事務局どうぞ。

○酒井情報・緊急時対応課長 まさに現在社会的に起こっていることについて御指摘をいただきました。その点については確かに配慮が欠けておりましたので、どういう形でできるか検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○元井座長 そのほかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、最後の 6 ページ目の参考資料についてはいかがでしょうか。3 つほどありますけれども、御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見等の集約はここで終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

いろいろ御意見が出されたところでありますけれども、これらの御意見を踏まえまして事務局で

検討していただき、その結果を踏まえてこの専門調査会で御報告いただき、再検討してはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 結構でございます。また今後もお気づきの点がございましたら、どんどん御指摘をいただければと思います。それらを踏まえまして、本文の作成の方に着手をしてみたいと思います。

また御相談すべき点がありましたら、その都度メール等でやりとりさせていただきますので、よろしく願いいたします。それを整理した上で次回の専門調査会にお諮りをするという手順にしたいと思います。

○元井座長 よろしく申し上げます。続きまして、その他の議題に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 2点ほどございます。1点目でございますが、その他の部の中に、3つ目の資料として参考資料3というのがございます。「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供の充実について（案）」でございますが、前々回、第29回に御提案したものでございます。

その3枚目ですけれども、別紙ということで、ハザード等に対して留意すべき情報提供の場合分けの例につきまして提示したわけですが、これはさまざまな御意見をいただきまして修正しております。この修正の内容について更に御検討いただければということで本日御提示いたしましたので、御検討をお願いいたします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 それでは、資料4の2ページ目を御覧ください。

前々回7月の専門調査会開催時に提示させていただいたものです。今までこの専門調査会では、どのような事態が起こったとき、どこまでの詳細情報を事態の進展に応じて提供していくか。その目安について作成させていただきました。

今年度あるいは来年度に向けて、緊急事態が起こったときにハザードに対応した各化学物質あるいは微生物・ウイルス、自然毒、その他のハザードの種類に応じて、実際に健康影響が起こっている。あるいは起こる可能性がある、あるいは科学的知見がないといった状況に応じて具体的にどの程度の情報提供を行っていくべきであるか。こうした場合分けを御検討いただいて、それを受けて今後当方の食品安全委員会に集積しております評価を行った際の科学的知見や、微生物であれば微生物・ウイルスの専門調査会で御検討いただいたリスクプロファイルといった情報に基づいて、事前に緊急事態が発生した際の情報提供に関する資料を準備する計画でございます。

具体的には前々回、各専門委員から御検討いただきました事項に基づいて、物質別の項目について再度整理した次第でございます。その意見に基づいて修正したものが資料4の1ページでございます。

化学物質につきましては、最終的な分類といたしまして、基準値や参照用量、いわゆる物差しがあるもの、それ以外のもの。微生物であれば、調理、加熱後に喫食される食品あるいはそのまま食べる食品、いわゆる生食で食される食品である。

自然毒等、アフラトキシンや一部の麻痺性貝毒等において、基準値や参照用量の物差しがあるもの、それ以外のもの、ないもの。そして、分類で現時点では分類できないもの、スギヒラタケ等の原因不明なもの、原因物質が特定されていないもの、未審査の遺伝子組換え食品等の事例に分類させていただきました。

健康影響の程度等につきましては、赤で書いてございますが「現時点で健康影響は確認されていない、科学的知見に基づき今後も影響は想定されない」が、「社会的反響が大きいと考えられる。」この一文を2つの項目について付けさせていただきました。

続いて、「現時点で健康影響が確認されていないが、科学的知見がないあるいは十分でなく、今後の影響が不明で、社会的反響が大きいと考えられる」。

最後のカテゴリーといたしまして、「現時点で健康影響が確認されているまたは今後影響が想定される」。

この3つの健康影響のパターン、化学物質等のハザードのパターンに応じて、今後食品安全委員会の緊急時対応として事前に情報提供の資料のひな形を順次策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○元井座長 ありがとうございます。これは前々回のこの調査会の案件で出されたものですが、それを修正したバージョンですが、この修正案につきまして確認事項や御意見等ございませんでしょうか。

山本専門委員、どうぞ。

○山本専門委員 これは前々回にお示しいただいた分類が修正されていて、例えば不明なハザードとか、参照値を設定するのがなじまないハザードとかそういうのが当てはまる場所が新たに設けられましたので、この分類の仕方はよろしいのではないかと思います。

あと非常に細かい点なんですけれども、例えば化学物質で基準値や参照用量等と書いてある中にARfD、ADI、TDIと在りますけれども、例えば国によって言い方が違う場合がありますので、TDIの後に「等」と付けた方がいいかなと思いました。

あと、◎とか○とか●というのは？

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 ◎につきましては、既に代表例を作成したものでございまして、例えば化学物質のうち基準値やADI、参照用量がある部分に◎が付いていますが、右の備考欄で去年平成20年度の訓練で輸入農産物からカドミウムが高濃度に検出されたということで、1つひな

形とをつくらせていただいた。今後こうしたパターンについて、順次事務局としては準備していきたいと思います。

あともう一つは、ノロウイルス関係で今年度の訓練におきまして、微生物系で1つひな形をつくらせていただいたということで、完成しているものという意味でございます。

○元井座長 山本専門委員、よろしいでしょうか。

○山本専門委員 ぱっと見たときに、◎だとすごく当てはまるとか、○だと当てはまるとか、誤解を招く場合があるかもしれません。例えば（１）や（２）とか、AやBとかそういう方が誤解を招きにくいかと思います。

○元井座長 この辺は事務局で工夫して表記をお願いしたいと思います。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。更にこれを埋めていくように努力していきたいと思います。この表、マトリックスを埋めていけば、いざというときにこのパターンに近いもので対応できるということで、迅速に対応できるのではないかと考えて作成したものでございますので、埋める努力をしていきたいと思います。

○元井座長 そのほかございませんでしょうか。

畑江委員、どうぞ。

○畑江委員 細かいことですが、よろしいでしょうか。

微生物とウイルスのところを2つに分けたのは、春日専門委員の意見によるものだと思うのですが、春日専門委員の言葉と少し違うのではないのでしょうか。元の春日専門委員の御意見の方が、日本調理科学会元会長としてはいいのではないかと。

調理（加熱）後に喫食と春日専門委員の御意見はなっていますね。だから、そちらの方がいいかなと思います。そのまま喫食される調理済みのところを春日専門委員は加熱とわざわざ書いてくださっていて、そちらの方がよろしいのではないのでしょうか。

つまり、調理というのは加熱調理もあるけれども、加熱しない調理もあるという意味なので、春日専門委員の御意見の方が正しいと思います。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 そこも修正させていただきます。

○元井座長 春日専門委員、御意見はどうですか。

○春日専門委員 畑江委員、ありがとうございます。そのようにもともとの意図をくみ上げていただければ幸甚に思います。

○元井座長 では、この辺もよろしく願いいたします。そのほかございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

事務局、よろしいですか。

○酒井情報・緊急時対応課長 はい。結構でございます。

○元井座長 それでは、いろいろ御意見が出されたところですが、これらの意見を踏まえまして、事務局で更に検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。御意見を踏まえまして更に検討を進めて、次回ももう一回お示しするような形で練り上げていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○元井座長 では、もう一点ございますので、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 最後になりますけれども、「平成 22 年度 緊急時対応専門調査会の進め方（案）について」御説明いたします。御審議をよろしくお願いいたします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 資料 5、最後でございますが、1 枚紙を御準備ください。「平成 22 年度 緊急時対応専門調査会の進め方について（案）」でございます。

上段の方にはこの専門調査会におきまして御審議、御検討いただいた事項について、経緯等成果が記載されております。

（１）緊急事態への対処体制の強化方策の検討ということで、緊急事態に食品安全委員会の対応状況及び緊急時対応訓練の結果を検証して、課題及びその対応策について、緊急事態への対処体制と強化方策について審議を実施いたします。

（２）緊急時対応マニュアルの作成と改訂をその事案に応じて順次行っていきます。まず、過去の経緯でございますが、食品の摂取を通じて国民の生命または健康に重大な被害が生じ、または生じる恐れがある緊急事態への食品安全委員会及びリスク管理機関等の相互の連携による政府一体となった対応を行うための審議を行い、要綱、マニュアル等の策定をまいりました。

昨年 9 月に消費者庁の設置により、緊急時対策本部の設置に係る手続については、消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱として定められたことから、これら要綱等に基づく対応に整合性を図るため、この食品安全委員会のこうした業務に関する緊急時対応マニュアルの見直しを行うことといたしまして、第 30 回会合において、関係府省の従来の食品安全委員会関係の申合せの廃止及び食品安全委員会決定の改正について審議を行いました。

ただ、今後消費者庁における食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項の策定作業の進捗に合わせて対応する必要があるがございますので、今後 22 年度におきましては、これらの緊急時対応マニュアルの改正の審議を踏まえまして、以下の審議を予定しております。

下の表でございます。平成 22 年度におきましては、3 回ほど計画しております。7 月、12 月、3 月。7 月は 22 年度の緊急時対応訓練の具体的な計画について審議をお願いいたします。12 月は 22 年度の緊急時対応訓練の検証について。3 月は平成 22 年度食品安全委員会の緊急時対応、いわゆる訓練の結果の検証等を踏まえて、その他情報提供の対応状況に関する検証を踏まえた 1 年間の

緊急時対応について、検証等を含めた検討をお願いいたします。

以上、計画しております審議の内容等について説明をさせていただきました。

○元井座長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対しまして、御質問等ございませんでしょうか。22年度の調査会の進め方、これでよろしいでしょうか。

それでは、来年度はこの計画に従って、当専門調査会を進めていきます。よろしくお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 了解いたしました。

○元井座長 では、予定された議題は以上となりますが、ほかに何かございませんでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 事務局からは特にございません。

○元井座長 以上をもちまして、第31回「緊急時対応専門調査会」を終了いたします。

ありがとうございました。